

平成15年度事業報告書

（ 自 平成 15 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 3 月 31 日 ）

平成 16 年 6 月



日本商品先物振興協会

目 次

平成15年度事業報告書

概 況	3
I. 総務関係事項	5
1. 平成15年度の事業計画・収支予算及び会費の額	5
2. 役員の異動	5
3. 常設委員会委員の異動、小委員会の設置及び異動	5
4. 会員懇談会の開催	7
5. 会員の異動	7
6. 事務局職員の採用	8
II. 事業活動に関する事項	9
1. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業	9
2. 調査研究に関する事業	15
3. 広報に関する事業	17
4. その他	22

平成15年度決算財務諸表

1. 平成15年度収支計算書	25
2. 正味財産増減計算書	27
3. 貸借対照表	28
4. 財産目録	29
5. 計算書類に対する注記	30

監査報告書	33
-------	----

資 料

資料1. 会員名簿	37
資料2. 日本商品先物振興協会組織図	40
資料3. 役員・委員会名簿	41
資料4. 主要会議	45
資料5-1-(1)~同5-17. 通知事項等	49
資料6-1-(1)~同6-4. 広報事業関係資料	116

平成 1 5 年度事業報告書

概 況

当期における我が国経済の動向は、設備投資の増加と輸出に支えられたことや企業収益の改善により年度中頃から持ち直しが見られ、新年に入り景気の着実な回復が見られた。年度末の日経平均株価は4年振りに前年度末を大幅に上回ったが、円高傾向や依然として厳しい雇用情勢など不安材料も残っている。その様な経済情勢の中、商品先物取引業界の業績は昨年度に引き続き総じて好調に推移した。平成15年度における商品先物取引業界を巡る主な動きを顧みれば、次のとおりである。

第1に、出来高が前年度対比9.3%増の1億5,579万枚と、6年連続で記録を更新したことである。また、取引金額は、国際生糸のドル建て分を除き、同12.8%増の221兆3755億円となった。これは、緊迫が続いているイラク情勢やテロの多発などの有事に対する懸念から金を始めとする貴金属や石油製品の取引が活発化したこと、需給の逼迫や旺盛な中国の買い付けなどから大豆を中心に穀物の取引が前年度を大きく上回ったことによる。取引金額ベースで見ると、貴金属が前年度比25.2%、農産物が同49.3%とそれぞれ増加した。商品別シェアは、石油が54.5%、貴金属が24.9%、農産物が13.0%を占め、取引所別シェアでは、東京工業品取引所だけで全体の74.7%を占めるに至った。

この様な市況の中、委託者数は、過去最高の11万7千人台となるなど年度を通じ安定して11万人台を維持した。一方、預り委託証拠金額は大幅な増加は見られず、4800億円前後で推移したが、委託手数料は出来高に比例して増加しており、総体として商品取引員の経営は堅調に推移した。

第2に、改正商品取引所法案が国会に提出されたことである。

近年、我が国経済の構造改革の動きや経済活動のグローバル化に伴い、リスク管理の必要性が高まりつつあり、価格変動のリスクヘッジと公正な価格指標の形成という商品先物市場の産業インフラとしての機能がより一層発揮されることが求められている。そうした中で、我が国の商品先物市場は急速に拡大しており、国際的な市場間競争の激化しつつある。一方、平成16年末からの委託手数料の完全自由化等により商品取引員の競争環境には大きな変化が見込まれる。このような状況を踏まえ、平成15年5月に農林水産大臣及び経済産業大臣から、「内外の環境変化に対応した我が国の商品先物市場制度の在り方いかん」との諮問がなされたことを受け、産業構造審議会商品取引所分科会は計7回の審議を行い、12月24日、中間報告をとりまとめた。これを受け、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場制度の整備を図ることを基本理念とする「商品取引所法の一部を改正する法律案」が平成16年3月9日に閣議決定され、国会に上程された。

改正法案の要旨は、①委託者資産の保全を徹底するため、委託者が取引証拠金の全額を商品取引所に預託する制度に改めるとともに、商品取引員による分離保管義務を厳格化する等の措置を講ずる。②商品取引員に対する規制を適正化するため、許可制度を市場横断的な包括許可に改めるとともに、取引量に応じた純資産の保有を義務づけ、また、顧客に対して商品先物取引の仕組み・リスクの説明を義務づける等勧誘規制を強化する。③市場の信頼性及び利便性の向上を図るため、商品取引所外において取引の決済を可能とする清算機関制度の創設等の措置を講ずる、等である。

なお、同法案は、平成16年4月16日、一部修正のうえ衆議院で可決、次いで同年4月28日に参議院で可

決され、成立した。

第3に、商品取引員の許可取消しの事例が発生したことである。農林水産省及び経済産業省は、平成16年1月6日、東京ゼネラル株式会社の商品取引員の許可を同1月13日付で取消すとの行政処分を発表した。同社が、分離保管等の措置義務に違反していたこと、分離保管等に関する調書その他の定期報告に虚偽の数値を記載して提出していたこと、委託者からの委託証拠金の返還その他の債務の履行請求に対し、受託契約準則に違反して、その履行を拒否、または不当に遅延させた事実があったこと等が許可取消しの理由とされた。同社は翌1月7日、東京工業品取引所で約定差金・帳入差金の未納で違約を起こした。これに伴い、委託者からの受託業務保証金払渡請求の申出額が商品取引所に預託してある同社の受託業務保証金を超過することから、両省は2月20日、大臣配当手続き開始公告を行った。また、指定弁済機関の社団法人商品取引受託債務補償基金協会も、同日、弁済契約に基づく委託者債権の弁済手続き開始に関する公告を行い整理手続きに入った。

第4に、決済制度の改革が行われたことである。全国の7取引所において、場勘定決済を翌営業日正午までに行う、いわゆる「T+1」が平成15年6月6日より始まった。これは、情報技術革新の中で、金融機関における資金決済の即時化、証券の決済制度における証券・資金の同時決済化等各分野における決済改革の急速な進展があり、即時決済への取り組みの遅れは我が国商品市場における決済リスクを相対的に高めることになることから、場勘定決済の短縮化が求められていたことに対応したものである。

また、同日、東京工業品取引所においては、クリアリング機能を備えた新しい清算制度がスタートした。これは現行制度の枠組みの中で清算制度の見直しを行ったもので、違約発生による市場機能の停止など万が一の事態に備えて、取引所が商品市場における取引の直接の相手方となることにより会員の債権・債務を取引所が引き受け、損害保険などを活用して取引の履行を保証することとしたものである。これにより、海外から見て日本の商品先物取引制度の信頼性が高まり、外資系企業の商品取引員業務への参入が見られる等海外からの利用が増大した。

第5に、商品取引所の国際提携が進んだことである。平成15年6月に東京工業品取引所がニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）と包括的協力関係締結の覚書（MOU）を調印し、次いで11月には英国の国際石油取引所（IPE）と、平成16年2月には台湾期貨交易所と関係を強化した。また、東京穀物商品取引所も11月に大連商品交易所と協力意向書を取り交わした他、同月、英国オプション協会に加入、平成16年3月にはシカゴ・ボード・オブ・トレード（CBOT）と覚書の調印を行うなど、海外の取引所等との提携、協力関係を強めた。

さらに、日本、中国、韓国等のアジア地域の先物取引所、規制当局及び関係団体が初めて一同に会した「アジア取引所ネットワーク会議」が、米国先物取引協会（FIA）日本支部の主催で2月5日、6日の両日、東京で開催され、アジアの金融市場が各国間の相互投資によって一層の発展を目指す必要性が強調され、今後も情報交換等協力を深める方針を確認した。

以下、平成15年度における本会の事業について報告する。

I 総務関係事項

1. 平成15年度の事業計画・収支予算及び会費の額

平成15年3月20日開催の第4回臨時総会において、平成15年度の事業計画、収支予算及び会費の額が以下のとおり承認された。

(1) 事業計画

本年度の事業計画は、協会の取り組む事業について「業界振興策」としての位置付けを明確にし、その推進姿勢が会員に見えるようなものとするとし、以下の事例を掲げた。

- ① 委託手数料完全自由化に先立って平成15年末から予定されている、取引全体の50%を占める大口取引に係る委託手数料自由化の商品取引員経営に与える影響の大きさを考慮し、制度改革に向けた具体的な課題整理の積極的推進を最重点項目とする。
- ② 広報事業については、前年度に実施した広報のうち一定の効果があつたと評価できるものについてはこれを継続し、その効果を活かしつつ、新税制等委託者の利便性を強調した啓蒙活動に力点を置く。

(2) 収支予算

本年度の収支予算は、前記の事業計画の遂行に必要な経費を算定し、事業費4億9千百万円、事務所費1億7千7百万円の経常的支出を計上した。予算総額は、予備費3千万円を含め、6億9千9百万円である。

(3) 会費

会費は、定額会費及び定率会費とし、定額会費は月額1万円、定率会費の予納額は自己・委託ともに売買枚数1枚につき2円、関西商品取引所水産物市場（冷凍えび）は半額の1円とする。

なお、定率会費の確定額は、平成16年3月18日開催の第5回臨時総会において、自己・委託ともに売買枚数1枚につき1円、冷凍えびについてはその半額とし、予納単価2円との差額1円/枚を会員に返戻することが承認された。

2. 役員の異動

役員の異動

期中における役員の異動は、次のとおりである。

役職	氏名	会員名	異動事項	異動年月日
理事	中西勝也	太陽ゼネラル(株)	辞任	平成15年5月19日

3. 常設委員会委員の異動、小委員会の設置及び異動

(1) 常設委員会委員の異動

期中における常設委員会委員の異動は以下のとおりであった。

常設委員会名	氏名	会員名	事由	※異動年月日	
総務委員会	副委員長	岡地和道	岡地(株)	辞任	平成15年5月30日
	副委員長	島津嘉弘	新日本商品(株)	就任	平成15年5月30日
	委員	松尾碩男	北辰物産(株)	辞任	平成15年6月20日
	委員	原哲明	伊藤忠フューチャーズ(株)	辞任	平成15年6月27日
	委員	梶山敬之	グローバリー(株)	就任	平成15年7月10日
	委員	鈕持宏昭	北辰物産(株)	就任	平成15年7月10日
制度政策委員会	委員	長嶋敏彦	北辰商品(株)	辞任	平成15年7月10日
	委員	木嶋正憲	日商岩井フューチャーズ(株)	就任	平成15年7月10日
	委員	山崎正弘	東京ゼネラル(株)	辞任	平成15年9月29日
広報委員会	委員	中西勝也	太陽ゼネラル(株)	辞任	平成15年5月19日
	副委員長	岡本安明	岡安商事(株)	辞任	平成15年5月30日
	委員	村上弘	光陽ファイナンシャルトレード(株)	辞任	平成15年6月26日
	委員	加藤憲一	米常商事(株)	辞任	平成15年6月30日
	委員	小笠原昭夫	光陽ファイナンシャルトレード(株)	就任	平成15年7月10日
	委員	三原博之	入や萬成証券(株)	就任	平成15年7月10日

※委員としては、留任。

(2) 小委員会の設置及び異動

- ① 制度政策委員会の傘下に債権保全ワーキンググループを設置し、平成15年6月3日付けで以下のとおり委員5名を委嘱した。

委員	篠塚幸治	豊商事(株)
委員	中村孝一	カネツ商事(株)
委員	西山義信	日本ユニコム(株)
委員	松井政彦	岡藤商事(株)
委員	宮崎誠二	(株)小林洋行

- ② 期中における小委員会委員の異動は以下のとおりであった。

小委員会名	氏名	会員名	事由	異動年月日	
広報実施委員会	委員	児島繁	太陽ゼネラル(株)	就任	平成15年5月29日
	委員	小原正美	米常商事(株)	就任	平成15年5月29日
	委員	佐藤直広	北辰商品(株)	就任	平成15年5月29日
	委員	山口勇	三井物産フューチャーズ(株)	就任	平成15年5月29日
	委員	米倉龍次	東陽レックス(株)	就任	平成15年5月29日
	委員	箕浦正春	光陽ファイナンシャルトレード(株)	辞任	平成15年6月26日

小委員会名	氏名	会員名	事由	異動年月日	
広報実施委員会	委員	鈴木佐知子	タイコム証券(株)	辞任	平成16年1月14日
	委員	渡辺純子	タイコム証券(株)	就任	平成16年1月14日

4. 会員懇談会の開催

本会の事業活動内容について会員に周知を図るとともに、事業の運営・推進に当たって会員の意見・要望を積極的に反映させるため、次のとおり会員懇談会を2回開催した。

【1回目：平成15年11月】 —— 日商協及び補償基金協会と共同開催

《先物協会議題》 商品取引所分科会の検討の方向について

《開催日時・場所》

- ・関東・北海道地区 11月26日(水) 13:30 ～ 東穀取・2階大会議室
- ・関西・西日本地区 11月28日(金) 9:30 ～ ホテル日航大阪・4階「孔雀」
- ・中部地区 11月28日(金) 14:00 ～ 名古屋ガーデンパレス・2階「桜」

【2回目：平成16年2月】 —— 日商協と共同開催

《先物協会議題》 来年度の先物協会の事業について

《開催日時・場所》

- ・東部(関東・北海道) 2月26日(木) 13:30 ～ 東穀取・2階大会議室
- ・関西・西日本地区 2月27日(金) 9:30 ～ ホテル日航大阪・4階「白鳥」
- ・中部地区 2月27日(金) 14:00 ～ ロイヤルパークイン名古屋・2階「錦」

5. 会員の異動

期首(平成15年4月1日)現在における本会の会員は94社であったが、期中において次の異動があり、期末(平成16年3月31日)の会員は91社となった。(資料1「会員名簿」参照)

(1) 脱退

会員名	事由	脱退年月日
東京中央食糧(株)	受託業務の廃止	平成15年5月30日
(株)ナカトラ	受託業務の廃止	平成15年12月24日
東京ゼネラル(株)	商品取引員許可の取消	平成16年1月13日

(2) 商号の変更

新商号	旧商号	変更年月日
アルファコモ(株)	エグチフューチャーズ(株)	平成15年4月1日
萬成トレーディング(株)	ベストコモディティ(株)	平成15年4月1日
入や萬成証券(株)	萬成プライムキャピタル証券(株)	平成15年7月1日
スターアセット(株)	伊藤忠フューチャーズ(株)	平成15年12月1日

新 商 号	旧 商 号	変 更 年 月 日
M M G ア ロ ー ズ (株)	フ ジ チ ュ ー (株)	平成15年12月1日

(3) 会員代表者の変更

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	変 更 年 月 日
フジフューチャーズ(株)	定村雅文	坂井康明	平成15年4月1日
日本ファースト証券(株)	吉川正雄	長岡勇二	平成15年4月1日
(株)インター・ホールディングス	横山 巖	飯塚俊紀	平成15年6月2日
北辰物産(株)	鋸持宏昭	松尾碩男	平成15年6月20日
光陽ファイナンシャルトレード(株)	小笠原昭夫	村上 弘	平成15年6月24日
東京ゼネラル(株)	猪股圭次	飯田克己	平成15年6月25日
(株)共和トラスト	山下英樹	山崎義一	平成15年6月27日
伊藤忠フューチャーズ(株)	廣野佑三	原 哲明	平成15年6月27日
グローバリー(株)	山田保弘	小坂周太郎	平成15年6月27日
(株)アスコップ	清水幸隆	角石善英	平成15年6月27日
ニチメン(株)	内藤彰良	伊藤和真	平成15年7月1日
(株)イトレン	猿田利文	富岡俊造	平成15年7月22日
(株)丸市商店	城ノ戸大吉郎	城ノ戸英雄	平成15年7月23日
(株)新日本貴志	岡本昭治	向野忠洋	平成15年8月18日
日本ファースト証券(株)	中野義信	吉川正雄	平成15年10月15日
東京ゼネラル(株)	飯田克己	猪股圭次	平成15年11月7日
スターアセット(株)	佐藤不三夫	廣野佑三	平成15年12月1日
(株)三 忠	田村貴彦	田村嘉伸	平成15年12月16日

6. 事務局職員の採用

採 用

採用年月日	役 職 名	氏 名
平成15年8月1日	総務部門職員	和田悦代

II 事業活動に関する事項

1. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

(1) 制度改正に係る検討及び意見表明等

① 委託者債権保全制度の改正に係る検討及び商品取引所分科会における意見表明

委託者債権保全措置のあり方について昨年度から引き続き制度政策委員会において検討を行った。商品取引所法の改正を視野に入れた産業構造審議会商品取引所分科会の審議が平成15年5月16日より開始され、委託者債権保全制度の強化が主要なテーマとされたことから、業界としての意見をまとめるべく制度政策委員会において審議（7回）を行うとともに、社団法人商品取引受託債務補償基金協会（補償基金協会）と意見調整を行い、分科会において、委員である二家勝明会長より、委託証拠金の流動性が確保されるような制度改正を行うこと及び経過措置期間を設けること等を要望した。

② 新証拠金制度及び純資産要件に係る検討

商品取引所法改正により導入が予定される新証拠金制度及び純資産要件について制度政策委員会において検討を行った。新証拠金制度においては、取引証拠金は全額、取引所に預託することとし、追証との関係で、そのうちの50パーセントまでを場勘定の受払いに充当できるようにすること、また、取引証拠金は値幅制限の1.5倍を基準として商品特性に応じて取引所が定めることとすること等の意見を取りまとめた。

また、純資産要件については、a) 証券並みの一定額としていただきたいこと、b) 取引所ごとに額を定める場合、いずれか高い方の額を要件とする等、単純合算は行わないこととしていただきたいこと。仮に、単純合算に近い方法が採用されるのであれば、維持要件が課されることに鑑み、従来より大幅に引き下げていただきたいこと、c) 取引により生ずるリスクに応じた維持要件についても高額としないようにしていただきたいこと、を要望していくこととした。

なお、制度改正について業界横断的に検討するため、社団法人全国商品取引所連合会（全商連）において設置された「制度改正検討会議」に、本会より、制度政策委員会の清水清委員長、加藤雅一副委員長、多々良實夫副委員長、秋田治常務理事が参加することとなり、平成16年3月5日、同会議の第1回会合に出席した。

③ 商品取引所分科会の検討状況に関する会員代表者懇談会の開催（主務省説明及び制度改善に係る当協会の取組姿勢の周知）

平成15年11月26日及び28日、東京及び名古屋、大阪において開催した会員懇談会（日本商品先物取引協会（日商協）及び補償基金協会と合同開催）において、両主務省課長・監理官から産業構造審議会商品取引所分科会における検討の方向について説明を受けるとともに、制度改善に係る当協会の取組姿勢を周知した。

④ 商品取引所法改正法案に係る主務省説明会の開催

商品取引所法改正法案が平成16年3月9日に閣議決定され、第159回通常国会に上程されたことを受け、改正法案に係る主務省説明会を日商協、補償基金協会と合同で、3月18日、東京穀物商品

取引所（東穀取）会議室において開催した。

⑤ 商品取引所法の一部を改正する法律案関係資料の送付

第 159 回通常国会に上程された「商品取引所法の一部を改正する法律案関係資料」を主務省より取り寄せのうえ印刷・製本し、資料として会員及び関係者あて平成16年3月20日付けで送付した。

(2) 有価証券のペーパーレス化への対応

① 株券不発行制度等の導入に関する意見の提出等 (資料 5-1-1、同 5-1-2)

法制審議会会社法部会がとりまとめた「株券の不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」について、平成15年3月に当協会会員に対して実施した代用有価証券の預託実態調査の結果を踏まえ、全商連との連名により、4月30日、法務省に意見を提出するとともに、同日付けで会長名文書により、意見を提出した旨を、会員あてに報告した。

なお、意見の骨子は以下のとおりである。

- a) 口座管理機関（注1）と加入者（注2）との間の情報通知のあり方について検討していただきたいこと。
- b) 取引所の違約につながる口座管理機関の事務処理の遅れやミスに対する損害賠償のあり方及びそれらの発生を最小化するための方策について検討していただきたいこと。
- c) 口座管理機関における事務処理の遅れ等を最小化する方策の一つとして、商品取引員及び商品取引所が、必要に応じて、自ら口座管理機関として株式の振替制度を利用できるよう選択肢を用意すること。
- d) 委託者から預託された株券を複数の商品取引所に取引証拠金として分散して預託する事例に対応できるよう証券保管振替機構の振替システムを改善すること。

注1：証券会社や銀行等、新制度において自己名義で振替口座を保有できる機関。

注2：口座管理機関に口座を開設した者。

② 証券保管振替制度に関する勉強会

5年後（平成21年）の創設を目前に現在関係省庁において法案化作業が進められている株券不発行制度の導入を視野に入れ、有価証券（株式）の委託証拠金等への充用を行うには、現在の証券振替制度に加入していない商品取引員、商品取引所等がどのような方策を採れば、新制度への移行を円滑に行えるか等を検討するため、「証券保管振替制度に関する勉強会」を当協会、全商連及び株式会社証券保管振替機構（ほふり）と合同で開催した。現行の保管振替制度の仕組み等について理解を深めるとともに、証券保管振替制度の活用等対処方法を模索し、平成16年1月20日、検討結果の取りまとめを行った。

なお、同勉強会の参加メンバー及び会合は以下のとおりである。

メンバー：株式会社証券保管振替機構、株式会社日本証券クリアリング機構、社団法人全国商品取引所連合会、商品取引所7所、日本商品先物振興協会、商品取引員5社
オブザーバー：農林水産省、経済産業省

会 合：第1回（10月6日）、第2回（10月15日）、第3回（10月22日）、
第4回（10月29日）、第5回（1月20日）

③ 証券保管振替制度に係る制度政策委員会等における検討

上記勉強会のとりまとめを制度政策委員会の第33回会合（2月12日）及び第34回会合（2月19日）において報告し、委員会は充用有価証券（株式）の取扱いに関して、証券代行会社を介して証券保管振替制度を利用する方向を了承した。

平成15年6月に同委員会の下に設置した実務担当者からなる「債権保全ワーキンググループ」において証券代行会社2社のコスト比較等の検討を行った結果、「株式会社だいこう証券ビジネス」を利用の方が望ましい」との結論を得たことから、幹部会議メンバーに報告し、了承を得たうえで、会長名により、平成16年3月18日付けで、全商連会長あて報告した。

④ 国債の無券面化への対応について

国債の新発債については既に無券面化が実施されていることから、ペーパーレス国債を商品先物取引の担保として受け入れる方法として、信託銀行を通じて間接的に日本銀行金融ネットワーク・システム（日銀ネット）での振替を行う方法について、取引所サイドの案を制度政策委員会の第33回会合及び第34回会合において検討した。委員会は同案を推進する方向を了承し、債権保全ワーキンググループにおいて検討することとした。（その後、国債についても、証券代行会社を介して行うことが望ましいとして全商連あて報告した。）

(3) 商品先物取引に係る税制に関する取組

① 弁済機関への拠出金に対する税制要望（平成16年度税制要望） （資料5-2）

全商品取引員の強制加入による認可法人「委託者保護基金」（仮称）を設立した場合、同基金への負担金は、証券会社が投資者保護基金に支払う負担金と同様、公共的性格を有するものであることから、負担金の全額について損金算入を認める制度等を創設することにつき、平成15年9月25日、補償基金協会と連名で自由民主党政務調査会税制調査会、農政推進協議会等関係方面に要望書を提出した。

しかし、商品取引所法の改正法案が明らかではないことから、法案の内容を見て検討するとの回答があり、平成16年度税制改正での実現には至らなかった。

② 商品取引関連税法対照法令集（改訂版）の作成及び配付

税率の引き下げ、損失の繰越控除及び申告分離課税制度の恒久化等、委託者税制の改正に関する関連法案が平成15年3月28日に成立したことから「商品取引関連税法対照法令集」の改訂版を1,200部作成し、同年5月、会員及び関係団体等に配付した。

③ 商品先物取引税制に関する委託者への一層の周知に係る要請等 （資料5-3）

商品先物取引税制に係る下記の2点について、平成16年1月28日付け会長名文書により、会員代表者に対し要請した。

- a) 商品先物取引税制による所得に係る税金が、平成15年1月より、税率が20%（所得税15%、個人住民税5%）になったこと、及び損失について翌年以降3年間の繰越控除が可能となったことについて、当協会作成パンフレット「商品先物取引と税金」や国税庁ホームページの「先物取引に係る雑所得等の説明書」等を活用し、外務員等を通じて、委託者に対し一層の周知を図ること。
- b) 申告分離課税への移行に伴い、商品取引員に委託者の月次売買データの税務署への報告が義務付けられたことから、委託者の損益が税務当局に容易に把握されるため、委託者に対し確定申告

義務があることについて注意喚起が必要であること。

(4) 委託証拠金充用有価証券（株式）の換価処分に関する会員あて通知 (資料5-4)

受託契約準則の規定に基づく委託証拠金充用有価証券（株式）の換価処分について、国税庁との協議を踏まえ、証券会社に開設した管理責任者等の名義による処分口座において委託者から預託を受けた有価証券（株式）を売却した場合の換価処分の方法及び税務署への支払報告書の提出について、全商連と連名で、平成15年12月19日付け文書により、会員あて通知した。

また、換価処分により株式を売却した場合の租税特別措置法の適用関係について、「商品取引員の名義で行われる委託証拠金充用有価証券の譲渡による所得は、委託者の所得となるが、委託者の証券業者等への売委託による譲渡に該当しないため、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例（租税特別措置法第37条の11）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（同第37条の12の2）及び特定上場株式の譲渡所得等の非課税の特例（同第37条の14の2）の規定の適用を受けることはできない。」とする国税庁からの説明を併せて通知した。

(5) 市場取引の匿名性の確保に係る全商連あて要望 (資料5-5)

商品取引所が掲示している総取組高等の掲示時期及び掲示内容等の情報開示のあり方については、平成14年3月28日付けで全商連に対し要望したところであるが、海外からの市場参加者や商品ファンド等の機能的利用者、当業者的委託者等から商品取引員に対して要請もあったことから、再度全商連に対し、市場取引に係る信頼性の確保の観点及び市場の利用コストの観点等から見直しをするよう、平成15年10月29日付け会長名文書により要望した。

その後、全商連からの要請を受け、同年12月10日開催の第32回制度政策委員会において検討した結果、①取組高及び売買高については、自己・委託、売り・買いを区別しないで、限月別に全会員の合計数を開示すること、②総取組高について、会員別の残玉開示が必要というのであれば月1回、自己・委託、売り・買い、限月の区別をしない合計の数字を開示するにとどめること、の方向性を当協会としての具体的内容とすることとした。

(6) 信頼性の向上に対する取組

① 市場仲介者の信頼性への取組に関する会員代表者あて要請 (資料5-6)

委託者の横領、着服等の犯罪行為によって不正資金を商品先物取引の資金として使用したとする事件が平成15年に入ってから6件報道されたことに鑑み、信頼性向上に係る特別委員会の第8回会合（平成15年7月22日開催）の審議に基づき、商品先物業界の発展及び受託業者たる商品取引員の信頼性の観点から、会員各社においては、取引の適合性について、取引開始当初のみならず取引の過程においても常時留意が必要であることについて改めて社内に徹底すること、また、日商協の関係通達の趣旨に即して、①不正資金の流入が社内的に明らかになった場合、②横領等報道に関して容疑者等関係者から受託していた場合、③横領等報道に直接の関係はないものの当該報道について何らかの情報を持つ場合、のそれぞれにおいて、日商協に対し速やかにその経過や内容等を報告する等、日商協通達の趣旨の厳守について、7月29日付け会長名文書により会員代表者に要請した。

② 信頼性の確保に係る会員代表者あて要請 (資料5-7)

協会員が刑事告発を受けることとなったことを受け、信用業務を営む商品取引員として一層のコ

ンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、委託者等に不安を惹起することのないよう、冷静かつ誠実な対応を行う観点から、①自社に係る財務上の懸念を払拭すること、②委託者財産は安全であること、③セーフティネットが整備されていること、④委託者の指示の忠実な実施、⑤同業他社の誹謗中傷を行わないこと等の具体的な参考事例を挙げ、平成15年11月7日付け会長名文書により、会員代表者に対し要請した。

③ 東京ゼネラル株式会社の役職員の移動等に係る会員代表者あて要請 (資料5-8)

主務省より受託業務停止処分を受けた東京ゼネラル株式会社より、当協会に対し、同社の役職員が複数会員に大量移動する動きがあることについて報告があり、当協会に対し、移動に伴う諸問題への対応に関する要請があったことを受け、通常業務再開に向けて取組中である同社の状況に鑑み、特段の配慮及び常識ある対応が必要であり、同社社員の受入れが結果として職場放棄の誘因や業務の引き継ぎなく退社することによる同社委託者の不安惹起の原因となったり、また、役員の受入れにより、経営責任の放棄を誘引する結果にならないとも限らないことから、会社都合退職等の場合を除き、会員各位の慎重な対応について、平成15年11月13日付け会長名文書により、会員代表者に対し要請した。

④ 受託等業務従事者の専門性向上に係る要望 (資料5-9-(1)、同5-9-(2))

制度改正に伴う市場横断的な外務員登録への改正及び上場商品の多様化などにより、幅広い商品知識と商品毎の専門性の深化が商品先物取引業従事者に求められていること、また、平成16年末からの委託手数料の完全自由化により、商品取引員業務における資産管理業務の比重が高まると見込まれること等の状況に鑑み、受託等業務従事者の専門性を高めることは、商品先物取引業の信頼性の向上と業の健全な発展に資するとの観点から、現行外務員制度に追加した新たな教育研修・資格制度ないし専門性認定制度の導入の検討方について、平成16年2月16日付けで日商協に要望を行った。これに対し、本件について協力の意向を示す日商協会長の回答が2月25日付であった。

(7) オプション取引に関する会員通知

① オプション取引に関する省令の一部を改正する省令案に関する会員通知 (資料5-10)

オプション取引に伴う「オプションの対価」について、分離保管の対象として明確にすることを目的とした商品取引所法施行規則（主務省令）の一部を改正する省令案について、主務省より通知があり、平成16年3月18日付け会長名により、会員あて通知した。

② 経理処理等に係る会員通知 (資料5-11)

上記の省令改正に関して、主務省よりオプション取引に伴う「オプション料」に係る経理処理及び分離保管等調書の運用に係る通知があり、平成16年3月23日付け会長名により、会員あて通知した。

(8) 「事務ガイドライン」の改正等に関する通知

① 「純資産額調書」及び「月計残高試算表」の変更に関する通知 (資料5-12)

商品取引業統一経理基準の一部変更（平成15年1月改正）に伴う商品取引所及び商品取引員等が行うべき事務等についての留意事項（「事務ガイドライン」）における「純資産額調書」及び「月計残高試算表」の作成様式の変更に関し、日商協、全商連及び補償基金協会と連名により、平成15年4月17日付け文書により、商品取引員あて通知した。

- ② 「分離保管等調書の記載要領等」の変更に関する通知 (資料5-13)
平成15年6月6日から実施される場勘定決済の翌営業日決済(「T+1」制度)の実施に伴う「事務ガイドライン」における「分離保管等調書の記載要領等」の変更に関し、上記3団体と連名により、平成15年6月3日付け文書により、商品取引員あて通知した。
- ③ 「分離保管等調書に係る一部改正」に関する通知 (資料5-14)
「分離保管等調書の記載要領等」一部改正に関し、上記3団体と連名により、平成15年9月30日付け文書により、商品取引員あて通知した。
- ④ 一部適用免除の内容に関する通知 (資料5-15)
上記④の通知事項に関し、一部適用を免除する条件について、上記3団連名で、平成16年1月30日付け文書により、商品取引員あて通知した。
- (9) 外国為替証拠金取引に関する会員周知
- ① 外国為替証拠金取引への金融商品販売法の適用案に係る会員周知 (資料5-16)
外国為替証拠金取引については、①顧客保護の観点から、金融庁が「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売法)の施行令を改正し、業法の規定に基づかないで業者が取り扱う場合においても同法の対象とすることとしていること(平成16年4月1日施行)、②主務省においては産業構造審議会・商品取引所分科会の中間報告に沿って、商品取引員の行う外国為替証拠金取引を商品取引所法上の「特定業務」として省令で規定し、4月1日施行の方向で省令改正手続きに入ると見込まれていること、について、平成16年2月17日付け文書で会員に周知した。
- ② 外国為替証拠金取引に係る自主規制協会発足に関する会員案内 (資料5-16)
外国為替証拠金取引に係る自主規制協会設立への本会の関与については、第28回理事会(平成15年5月30日開催)での合意により、協会が発足した後に、当先物協会会員に同協会の発足を案内することとなっていたが、平成15年12月10日、当該自主規制協会として「外国為替証拠金取引協会」が設立され、平成16年1月1日に事務所が開設されたことから、同協会が発足したことについて、同年2月17日付け文書で会員に案内した。
- ③ 外国為替証拠金取引を商品取引所法における特定業務とすることに関する会員通知(資料5-17)
商品取引員が営む外国為替証拠金取引については、平成16年4月1日より、a)商品取引所法施行規則(主務省令)を改正のうえ、同規則に規定する「特定業務」とすること、b)「事務ガイドライン」に基づき特定業務の届出が必要となること、について、主務省より平成16年2月25日付けで通知があり、会長名文書により3月3日付けで、会員に通知した。
なお、これに伴う「事務ガイドライン」の改正に関する通知については、4月5日に主務省からあり、同日付け文書で会員に通知した。
- (10) 日本経済新聞等における商品先物関係紙面の充実
平成14年2月以来、日本経済新聞の商品相場欄の充実について同新聞社あて要望を継続してきた結果、平成15年9月2日より、新規上場後も未掲載だった9品目を新規掲載し、取引量の少ない10品目の掲載が削除されることとなった。また、日経金融新聞においては、9月1日より、上場商品全47品目が掲載されるようになるとともに、毎週月曜日に「商品先物・セミナー」面が新設され、商品先物市場に関する情報が総合的に提供されるようになった。

2. 調査研究に関する事業

(1) 商品先物取引による所得に係る税制改正の効果測定に関する調査

① 税制改正の効果測定のための委託者の実情に係る調査

財務省等からの委託者税制調査に備える目的で、平成15年1月から適用となった商品先物取引新税制（申告分離課税の適用期限の撤廃、税率26%から20%への引下げ、損失の3年間繰越控除）の効果測定するため、平成16年2月、会員全社（91社）に対し調査を依頼、80社から回答があった。調査項目の概要は、次のとおりである。（なお、回答については、現在集計中である。）

〔調査項目の概要〕

- ・平成13年末～15年末の委託者数・委託売買高の推移
- ・個人委託者の平成14年、15年中の損益状況
- ・個人委託者（無作為抽出）の株式取引の経験、取引期間、平成14年、15年中の損益等

② 税制改正の効果測定のための委託者アンケート調査

また、上記①と同様の目的で、市場参加者の投資行動の変化等について把握するため、幹部会議メンバー及び制度政策委員会委員の社を通じて、委託者5250名（無作為抽出）にアンケートを送付、1131名（回収率21.5%）の回答があった。調査項目の概要は、次のとおりである。（なお、回答については、現在集計中である。）

〔調査項目の概要〕

- ・商品先物取引による所得に係る税制への関心の有無及び認知度
- ・税制改正による商品先物取引への投資額、取引回数等の変化
- ・平成14年、15年中の商品先物取引への年間投資額及び損益並びに確定申告の有無
- ・株式取引、有価証券先物取引の経験の有無、年間投資額、損益等

(2) 商品先物取引の現状等に係る調査

（資料5-18）

平成16年3月、農林水産省及び経済産業省より、委託者の状況等の商品先物取引業界の現状を把握するための調査依頼があり、会員91社に対し調査を行い、87社より回答を得た。調査項目の概要は、次のとおりである。なお、集計結果を平成16年4月、会員に報告した。

〔調査項目の概要〕

- ・平成13年度～15年度の委託者数、委託建玉数及び委託売買高
- ・個人委託者の平成14年、15年中の損益状況
- ・取引開始のきっかけ
- ・外務員数の推移及び平均勤続年数
- ・委託手数料収入及び外務員一人当たりの委託手数料の推移
- ・訴訟件数
- ・大口取引（50枚超の部分）及び特定電子取引に係る委託手数料の実状

(3) 米国及びEUでの企業活動における要望に関する調査

経済産業省より、米国及びEUにおいて先物取引関連の企業活動を行っている会員に対し、障害となるもしくは不便を感じる規制、慣行、行政手続等、規制等により生じている企業活動上の問題点、

規制等の改善に関する要望事項等について調査依頼があり、平成15年7月29日、該当する会員5社に調査を行い、結果を同省に報告した。

(4) 商品先物取引に係る懸賞論文の募集・審査

21世紀の商品先物市場を展望し、商品先物取引制度の国民経済上の意義を明らかにすることをテーマにした新規性、創造性の高い論述を対象に、平成15年9月より懸賞論文の募集を行い、応募締切日（平成16年1月8日）までに8件の応募があり、審査委員による審査の結果、以下の3点が選ばれた。

最優秀賞 「日本経済の構造改革と商品先物市場に期待される役割」

家森 信善 氏 名古屋大学大学院経済研究科 教授

優 秀 賞 「福澤諭吉に学ぶ取引所有益論・先達が示す未来の商品先物市場」

柴田 慎一 氏 三晃商事(株) 法務調査資料室 次長

佳 作 「可変リスクプレミアムを考慮に入れた市場効率性テスト」

中野 聖子 氏 一橋大学大学院経済学研究科博士課程後期

なお、懸賞論文の募集について以下の通り告知広告を実施した。

日本経済新聞（9月11日）、日経金融新聞（9月12日）、金融ビジネス（9月22日）、週刊金融財政事情（9月29日）、週刊エコノミスト（9月29日）

〔審査委員〕上村達男氏（早稲田大学法学部教授）

宇佐美洋氏（青山学院大学大学院国際マネジメント科客員教授）

河村幹夫氏（多摩大学経営情報学部教授）

黒沼悦郎氏（神戸大学法学部教授）

花輪俊哉氏（一橋大学名誉教授・中央大学商学部教授） 〔委員長〕

三浦良造氏（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

（受賞者3名に対する表彰式及び最優秀賞受賞者による講演は、平成16年5月31日、東穀取2階大会議室において行う予定である。）

(5) 商品先物取引に係る判例集の発刊

商品取引員側の勝訴事例を中心に収集し、争点別に分類整理し解説を付した商品先物取引に係る判例集『新・商品取引裁判事例集』（上・下巻）を平成15年12月に発刊した。商品先物取引に携わる関係者の判例研究に資することを目的に、会員、関係団体及び弁護士研究会、並びに最高裁判所を始めとする全国の高等及び地方裁判所等に送付した。（なお、平成14年度からの繰越事業である。）

(6) 大学講座開設支援

① 青山学院大学大学院における「寄附講座」の開講支援等

東京穀物商品取引所及び東京工業品取引所と合同で、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科において「寄附講座」を開講した。

また、会員及び関係団体に対し同講座（春期・秋期）の聴講生の募集を行い、役職員の知識向上に資した。

講座名 : ファイナンス特論「商品先物取引」ほか

担当教授 : 宇佐美 洋 青山学院大学大学院客員教授 ほか

② 多摩大学大学院におけるリスク管理講座の開設支援

多摩大学大学院経営情報学研究科における、CRO（チーフ・リスク・オフィサー）の育成を目的とした「統合リスク管理論」の開講を支援した。

講座名：企業における「統合リスク管理論」

担当教授：河村幹夫 多摩大学大学院教授 ほか

③ 専修大学経営学部における「経済学特別講座」開講への協力

専修大学経営学部の経済学特別講座（担当：池本正純教授）の枠組みの中で、「先物経済」に関する講義に対して、講師派遣等により支援した。

講師：宇佐美 洋 青山学院大学大学院客員教授

3. 広報に関する事業

(1) 新聞広告の実施

① 投資家を対象とした広告

a) 全5段広告 (資料6-1-1)

明るくさわやかなイメージで、積極投資としての魅力、自己責任の喚起等、商品先物取引への誘引を主目的とした啓蒙広告「投資家 呼びかけ編」を、平成15年5月から7月にかけて一般紙等に掲載した。

日本経済新聞	5月23日、6月17日、7月9日
読売新聞	5月21日～22日、6月18日～19日、7月15日～18日
朝日新聞	5月21日～23日
毎日新聞	5月22日
産経新聞	5月23日
日刊工業新聞	5月22日

また、9月より日経金融新聞において新設された「商品先物ゼミナル面」の9月1日付け紙面にも掲載した。

b) 全面カラー広告 (資料6-1-2)

平成15年7月16日付けの読売新聞関東地区版において、同紙広告局との提携による全面カラー広告を実施した。

また、抜き刷り版（新聞全ページサイズ）を会員及び取引所に配付したほか、「商品先物なっとくセミナー」（後述）会場においても希望者に配付した。

② 突出し広告 (資料6-1-3)

ファイナンシャルプランナー、経済ジャーナリスト、大学教授等のオピニオンリーダーによる商品先物取引に関するポジティブなメッセージを継続的に発信することにより、商品先物取引の知的イメージ、信頼性、親近感を醸成することを目的とした突出し広告を、昨年度に引き続き実施した。

日本経済新聞 毎週木曜日 国際1面 平成15年4月～平成16年3月（52回）

③ 商品先物取引特集紙面等への協賛

商品先物取引の理解促進と、会員各社の営業活動を支援するため、一般紙及び経済専門誌による

商品先物取引特集紙面に協賛広告を掲載した。

日刊工業新聞	5月29日、10月28日	題字横
株式新聞	5月30日	5段1/2
週刊東洋経済	9月8日発売 臨時増刊「商品先物2003」	表3(4色カラー)
日本経済新聞	10月29日	1面突出し
日本証券新聞	11月29日	5段1/2
日刊ゲンダイ	11月27日	全3段タブロイド版

(2) 新税制に係る告知広告等

商品先物取引に係る委託者税制改正後の初めての確定申告の時期に合わせ、新税制の告知広告を一般紙(全国紙)及び業界専門紙誌に掲載した。

〔一般紙〕

(資料6-2-(1))

- ・キャッチコピー 「わが家のFP(ファイナンシャルプランナー)が目した、商品先物取引の新税制。
(損失でも、申告すれば繰越控除が受けられます)」

日本経済新聞	2月19日(全国一斉)
朝日新聞	2月17日(中部地区、北海道地区)、同18日(関東・東北地区、大阪・四国地区)、同19日(九州地区)
読売新聞	2月16日(大阪地区、九州地区)、同17日(北海道地区(含む、一部東北地区)、北陸地区、中部地区)、同18日(東北地区、関東地区)
毎日新聞	2月17日(北海道地区)、同19日(北海道地区、関東地区、中部地区、大阪地区)、同20日(九州地区)
産経新聞	2月18日(全国一斉)
日刊工業新聞	2月19日(全国一斉)
ビジネス・ビジネス	3月4、19日(全国一斉)

〔業界専門紙誌〕

(資料6-2-(2))

- ・キャッチコピー 「ご存知ですか? 商品先物取引の新税制」
平成15年12月~平成16年2月:21紙誌

(3) テレビCMの実施

① BSジャパン「ルック@マーケット」及び「マーケット・マガジン」の番組提供等

幅広い視聴者を対象とし、マーケット全般を長期的なトレンドから解説、また投資全般の話題を取り上げたBSデジタル放送の経済番組「ルック@マーケット」及び「マーケット・マガジン」の番組提供を行った。

番組中のデータCMでは、商品先物取引に関する懸賞クイズを放送した。

放送局名:BSジャパン

放送時間:平成15年6月まで 「ルック@マーケット」

月~金曜日 午後4時~午後5時

平成15年7月から 「マーケット・マガジン」

毎週土曜日 午前11時30分~11時50分

CM放送：30秒×2回

② 日経CNBC「先物ワールド」の共同提供

日経CNBCの商品市況番組が5分から15分に拡充されたことから、東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所と共同で、平成15年6月30日から番組提供を行った。

放送時間：月～金曜日 午後5時～5時15分、（再放送）午後9時～9時15分

CM放送：月・水・金：30秒×1回、火・木：30秒×2回

(4) 「商品先物なっとくセミナー」の開催 (資料6-3)

投資や経済への関心が高いと見込まれる一般投資家を対象に、商品先物取引に対する正しい理解を促しつつ、投資対象として認知させるための啓発セミナー「商品先物なっとくセミナー」を次のとおり開催した。

講演 ①「半歩先行くオトナの投資術～自己責任で投資を愉しむために」

講師：山崎 元 氏（UFJ総合研究所 主任研究員）

②「商品先物取引新税制の仕組み」

講師：原 一郎 氏（税理士）

第1回（東京会場）	6月7日（土）東京商工会議所国際会議場	来場者 134名
第2回（大阪会場）	7月5日（土）毎日新聞オーバルホール	来場者 85名
第3回（名古屋会場）	9月13日（土）テレビアホール	来場者 69名
第4回（福岡会場）	11月29日（土）福岡ソラリア西鉄ホテル	来場者 70名
第5回（東京会場）	1月24日（土）東京商工会議所国際会議場	来場者 103名

(5) インターネットによる啓蒙

① 高校生向け啓蒙の実施

インターネットを活用した学習システム（e-Learningシステム）により「高校生のためのやさしい現代経済入門」を平成15年9月1日より実験校2校で開始した。オンデマンド（利用者の求めに応じて音声・画像を提供するサービス）講座9回分は一般からもアクセスできるよう手当てした。経済のしくみや経済用語を解説するとともに、商品先物取引など金融取引についての正しい理解の普及に新しい形で取り組んだ。

実験校：敬愛学園高校（千葉県千葉市）、光明学園高校（神奈川県相模原市）

期 間：平成15年9月1日～11月20日（オンデマンド講座9回、ライブ講座3回、計12回開講。オンデマンド講座は平成16年3月末まで一般公開。）

講 師：河村 幹夫 氏（多摩大学大学院教授）

アクセス件数：平成15年9月＝51,191件、10月＝59,757件、11月＝59,392件、

12月＝64,292件、平成16年1月＝56,650件、2月＝44,251件、3月＝48,655件

② 先物取引シミュレーションゲームのコンテンツの充実

わかりやすくゲームで楽しみながら商品先物取引に興味を持ってもらい、資産運用先の一つとして広く一般に認知してもらうことを目的として、協会ホームページ上で平成15年1月から公開したビギナーモードに加え、10商品を取引できるアドバンスモードを制作、同年12月から公開した。（なお、平成14年度からの繰越事業である。）

③ 商品取引員検索システムの充実

格付け会社モーニングスター株式会社のサイトにおいて平成14年12月より稼働している「商品取引員検索システム」を次のとおり充実させた。

a) 9月11日より、基本情報(本・支店所在地、資本金、代表者名、取扱商品等)を会員各社で更新できるようシステムを改善した。会員各社が自由に情報発信できるフリースペースの運用を開始した。

b) 6月24日より、モーニングスター社による会社紹介コメントを掲載した。

同システムへのアクセス状況は次のとおりである。

平成15年8月＝1,333件、9月＝1,265件、10月＝1,494件、11月＝1,338件、

12月＝3,580件、平成16年1月＝1,855件、2月＝1,383件、3月＝1,349件

④ 「商品先物取引と税金」の更新

平成15年1月からの商品先物取引に係る所得税の改正に伴い、協会ホームページに掲載している「商品先物取引と税金」を改定した。

(6) 協会広報活動に関するアンケートの実施

(資料6-4)

今年度、本会では、委託手数料の完全自由化を目前に控え、市場規模の拡大を支援する観点から、商品先物市場とその担い手である商品取引員が「社会にとって、身近で安心、信頼できる存在」として定着するよう、多角的な啓蒙活動を行ってきた。しかし、平成15年11月、一会員の不健全経営に関する一連の報道により業界の信用失墜に繋がる状況となったため、資産運用手段としての商品先物取引をアピールする新聞広告について、その効果が期待できないとの判断から予定していた出稿を急遽中止するなどの対応を余儀なくされた。そこで、来年度の事業計画・収支予算の策定のあり方も含め、協会の行う広報活動に会員の意見をできる限り反映させるため、平成16年1月、アンケートを実施した。会員87社から回答があり、集計結果(中間報告)を第11回広報実施委員会(2月5日)及び第13回広報委員会(2月13日)に報告するとともに、会員に通知した。

(7) パンフレットの作成

① 産業界向け啓蒙冊子の配付

市場経済下における企業のリスク管理の重要性と商品先物取引の経済的機能(公正な価格形成、リスクヘッジ機能等)についての認識の向上を図り、商品先物市場の利用メリットについての理解を促進するため、「日経フューチャーズレポート」(編集・発行:株式会社日経出版販売)を活用し、関連産業界(銀行・保険等金融業、鉱工業、農林水産業、商業、製造業、通信・サービス業、各種関連団体等)のビジネスリーダー・実務者の他、シンクタンク、評論家、学者等の約11,000名に送付した。

第35号「経営に利便性・信頼性増す商品先物取引」 平成15年7月発行

第36号「激変する世界の先物市場と勃興する新市場」 平成15年11月発行

第37号「商品取引所法改正と企業経営」 平成16年3月発行

② 新税制パンフレットの作成及び頒布

平成15年1月から適用となった商品先物取引の所得に係る税制(税率の引下げ、損失の3年間の繰越控除等)について解説したパンフレット「商品先物取引と税金」(改訂版)を平成15年4月に

15万部、同年10月に15万部作成し、会員各社における顧客向け資料として実費頒布するとともに、資料請求者に送付した。また、「商品先物なっとくセミナー」における講演「商品先物取引新税制の仕組み」のテキストとして使用した。

③ 啓蒙パンフレット（改訂版）の作成及び配付

平成15年6月6日からの取引所場勘定の決済期限短縮（「T+1」の導入）に伴い委託証拠金制度が変更になったことから、啓蒙パンフレット「商品先物取引 ご案内」を改訂し、同年6月に1,000部作成。資料請求者及び「商品先物なっとくセミナー」の参加者等に配付した。

また、その後の上場商品の追加や取引要綱の変更等に合わせて上場商品一覧表等を更新（平成15年9月、平成16年1月）、平成16年4月1日からの消費税額を含めた総額表示の実施に合わせ、委託手数料等、内容を更新した改訂版を平成16年3月に1,500部作成した。

(8) 商品取引員名簿の作成及び配付

一般投資家をはじめ広く関係者の利用に資するため、全商品取引員の本・支店等所在地、加入市場、各種兼業業務等を記載した「平成15年度 商品取引員名簿」を平成15年5月現在で3,400部作成した。会員、商品取引所、関係諸機関のほか、資料請求者及び「商品先物なっとくセミナー」の参加者等に配付した。

(9) 会員向け広報の実施

① 月刊「先物協会ニュース」の発行

当協会の諸会議概要、主務省・関係団体との協議内容等、協会活動に係る記事を中心に業界の動きなどを幅広く掲載した「先物協会ニュース」を毎月発行し、会員の本支店及び関係団体に送付した。また、協会ホームページにおいても、PDF形式に変換して掲載した。

② 「先物協会短信」の発行

理事会・常設委員会の議事概要、協会の新聞広告掲載日や提供テレビ番組の放送内容などを速報するため、ファクシミリによる「先物協会短信」を会員及び関係団体に63回発信した。

③ 会報誌「JCFIA」の発行

当協会の事業内容の周知を図るため、「JCFIA No.9」を平成15年12月に発行。会員及び関係団体に配付した。

(10) 大学就職部懇談会における広報

各地区商品取引員人事部会が大学就職部課との情報交換のために開催している懇談会において、商品先物取引業界の現状等について講演を行う等により、その活動を支援した。

中部地区 平成15年7月18日 西日本地区 平成15年10月15日

関東地区 平成15年10月29日 北陸地区 平成15年11月15日

関西地区 平成16年1月21日

(11) 協会事業支援広報の実施

商品先物取引制度の理解促進と協会事業推進のため、自由民主党及び民主党関係者に対し、理解、協力を働きかけた。

また、一般紙及び業界専門紙・誌記者との意見交換及び協会活動についての周知を図るための記者懇談会を、平成15年12月、全商連、補償基金協会、日商協との合同で開催した。

4. その他

—

(1) チャリティーゴルフ大会の開催及び親睦野球大会への助成

- ① 会員の親睦を図るため、全国商品取引員チャリティーゴルフ大会を開催した。
- ② 会員の福利厚生及び親睦を図るため、商品取引員野球大会の運営に協力するとともに、助成を行った。

(2) 商品取引業共済制度の事務運営及びJCFIA保険制度の創設・募集等について

① 商品取引業共済制度の事務運営

会員及び関係団体の役員・従業員の福利厚生を図るため、団体共済保険の募集・給付事務を行った。

② JCFIA保険制度の創設・募集について

上記共済制度が引き受け保険会社の都合により、平成15年6月末をもって終了したことから、同制度に代わるJCFIA保険を創設し、募集業務を行い会員及び関係団体の役員・従業員の福利厚生に資した。

平成 1 5 年度決算財務諸表

1. 平成15年度収支計算書

(自 平成15年 4月 1日)
(至 平成16年 3月31日)

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
	円	円	円	
入会金収入	0	100,000	△ 100,000	
会費収入	366,026,000	272,290,224	93,735,776	定額会費・定率会費
雑収入	81,000	1,589,911	△ 1,508,911	パフット代金・受取利息
退職給与引当預金取崩収入	0	500,000	△ 500,000	退職給与引当預金取崩し
運営準備預金取崩収入	0	0	0	
当期収入合計(A)	366,107,000	274,480,135	91,626,865	
前期繰越収支差額	332,898,000	370,939,500	△ 38,041,500	
収入合計(B)	699,005,000	645,419,635	53,585,365	

(注) 差異の△印は予算対比収入増を示す。

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
	円	円	円	
事業費	491,272,000	386,076,532	105,195,468	
1. 制度改善推進事業費	9,251,000	6,154,459	3,096,541	
制度改善推進費	9,251,000	6,154,459	3,096,541	制度政策委員会運営費等
2. 企画調査事業費	78,550,000	44,676,230	33,873,770	
制度調査研究費	21,889,000	8,099,295	13,789,705	調査研究費
調査研究支援費	20,760,000	9,440,359	11,319,641	懸賞論文募集費等
調査資料蒐集費	9,870,000	6,776,209	3,093,791	資料室図書等
統計資料作成費	12,726,000	8,494,510	4,231,490	税制関連資料等作成諸費
大学講座開設費	13,305,000	11,865,857	1,439,143	先物関連講座運営諸費
3. 広報事業費	403,471,000	335,245,843	68,225,157	
広報事業検討費	2,725,000	1,087,255	1,637,745	広報委員会・同実施委員会運営費

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
	円	円	円	
広報実施費	294,032,000	244,212,278	49,819,722	新聞・雑誌・インターネット等広報実施諸費
パンフレット等作成諸費	52,855,000	39,378,998	13,476,002	啓蒙パンフレット・商品取引員名簿・会報等作成費及び送料
各種セミナー開催費	43,926,000	42,338,011	1,587,989	なっとくセミナー等
協会事業推進費	9,933,000	8,229,301	1,703,699	協会事業支援広報費 記者懇談会開催費
事務所費	164,544,000	147,803,736	16,740,264	
給与費	86,618,000	85,520,202	1,097,798	役職員報酬給与
退職金	0	500,000	△ 500,000	役職員退職金
福利厚生費	11,750,000	11,750,703	△ 703	社会保険料事業主負担等
旅費交通費	5,825,000	3,168,010	2,656,990	理事会等招集旅費
通信費	1,665,000	1,511,198	153,802	電話料・郵便料等
什器備品費	525,000	346,658	178,342	事務用器具等購入費
図書印刷費	2,016,000	1,335,165	680,835	一般執務用図書購入費、 諸会議資料等作成費
会議費	8,274,000	4,574,506	3,699,494	理事会等開催費
消耗品費	1,260,000	712,007	547,993	事務用消耗品費
借料及損料	36,906,000	32,991,232	3,914,768	事務所借料・管理費、各 種OA機器リース料等
水道光熱費	1,008,000	733,700	274,300	事務所電気料金
諸費	8,697,000	4,660,355	4,036,645	関係先慶弔・交際費等
退職給与引当預金支出	13,189,000	12,577,689	611,311	退職給与引当預金積増し
運営準備積立預金支出	0	0	0	
予備費	30,000,000	0	30,000,000	
当期支出合計(C)	699,005,000	546,457,957	152,547,043	
当期収支差額(A)-(C)	—	△271,977,822	—	
次期繰越収支差額(B)-(C)	—	98,961,678	—	

(注) 差異の△印は予算対比支出増を示す。

2. 正味財産増減計算書

(自 平成15年 4月 1日
至 平成16年 3月31日)

単位：円

科 目	金 額		
I 増加の部			
1. 資産増加額			
什器備品購入額	△ 820,050		
退職給与引当預金増加額	12,577,689	11,757,639	
2. 負債減少額			
退職給与引当金取崩額	500,000	500,000	
増加額合計			12,257,639
II 減少の部			
1. 資産減少額			
当期収支差額	271,977,822		
什器備品減価償却額	455,511		
無形固定資産減価償却額	140,217		
退職給与引当預金取崩額	500,000	273,073,550	
2. 負債増加額			
退職給与引当金繰入額	12,577,689	12,577,689	
減少額合計			285,651,239
当期正味財産減少額			273,393,600
前期繰越正味財産額			398,295,754
期末正味財産合計額			124,902,154

3. 貸借対照表

〔平成16年3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	110,041,530		
流動資産合計		110,041,530	
2. 固定資産			
什器備品	6,060,681		
ソフトウェア	210,835		
敷金	19,668,960		
退職給与引当預金	79,407,299		
運営準備積立預金	450,000,000		
固定資産合計		555,347,775	
資産合計			665,389,305
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,204,106		
預り金	875,746		
流動負債合計		11,079,852	
2. 固定負債			
退職給与引当金	79,407,299		
運営準備金	450,000,000		
固定負債合計		529,407,299	
負債合計			540,487,151
III 正味財産の部			
正味財産			124,902,154
(うち当期正味財産減少額)			(273,393,600)
負債及び正味財産合計			665,389,305

4 . 財 産 目 録

〔平成16年3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 (手許現金在高)	214,649		
普通預金 (みずほ銀行他4行)	109,826,881		
流 動 資 産 合 計		110,041,530	
2. 固 定 資 産			
什器備品 (事務所造作・書棚等)	6,060,681		
ソフトウェア	210,835		
敷 金 (事務所差入分)	19,668,960		
退職給与引当預金 (みずほ銀行他1行)	79,407,299		
運営準備積立預金 (みずほ銀行他2行)	450,000,000		
固 定 資 産 合 計		555,347,775	
資 産 合 計			665,389,305
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未払金 (税制改正効果調査他)	10,204,106		
預り金 (社会保険料個人負担分等)	875,746		
流 動 負 債 合 計		11,079,852	
2. 固 定 負 債			
退職給与引当金	79,407,299		
運営準備金	450,000,000		
固 定 負 債 合 計		529,407,299	
負 債 合 計			540,487,151
正 味 財 産			124,902,154

5. 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品 …………… 定率法による減価償却を実施している。

ソフトウェア …… 定額法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給与引当金 …………… 期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金及び立替金・預り金を含めている。なお、当期末残高は下記2に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高
現金預金	110,041,530
合 計	110,041,530
未払金	10,204,106
預り金	875,746
合 計	11,079,852
次期繰越収支差額	98,961,678

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	11,520,749	5,460,068	6,060,681
ソフトウェア	590,835	380,000	210,835
合 計	12,111,584	5,840,068	6,271,516

【参 考】

退職給与引当金	79,407,299 円
前期末残高	67,329,610 円
当期取崩額	500,000 円
当期繰入額	12,577,689 円
運営準備金	450,000,000 円
前期末残高	450,000,000 円
当期繰入額	0 円

監査報告書

監 査 報 告 書

平成16年 5 月10日

監 事 伊 藤 壽 章 印

監 事 伊 藤 博 幸 印

監 事 鈴 木 敏 夫 印

日本商品先物振興協会監事 3 名により、平成15年度（平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月 31日まで）における事業の執行状況及び会計の処理状況について、関係書類及び会計帳簿等に基づき監査を実施した結果、その業務及び会計の処理は、定款、経理処理規程等の諸規程に則り、かつ、下記の事業報告書及び財務諸表の表示方法は、関係諸法令及び公益法人において一般に公正妥当なものとして採用されている会計慣行の定めるところに準拠し、それぞれ当該年度中における事業執行の状況と資産・負債の状態並びに収入・支出及び資金の調達源泉とその運用の状況とを適正に表示しており、総体として本決算は適法かつ適正なものと認めたとのご報告いたします。

記

1. 平成15年度事業報告書
2. 平成15年度決算財務諸表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 計算書類に対する注記